



ごみ収集に出せないごみ・施設に搬入できないごみ

有毒性のあるもの	引火性のあるもの	処理が困難なもの	法律に定める産業廃棄物
<p>薬品、農薬、劇毒物の危険物またはこれらの容器類など</p> 	<p>プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、廃油、塗料、火薬、中身の入っているスプレー缶やカセットボンベなど</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農機具類(鍬、鎌等の小型のものを除く)、ワイヤー類、電気温水器のタンク、小型発電機、ソーラー(太陽熱温水器等)、F R P 製品(繊維強化プラスチック)など 	<p>事業活動によって生じたごみのうち、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、木くずなど19種類のごみ</p> 

<留意点>

販売店にご相談ください。

<留意点>

販売店にご相談ください。

<留意点>

販売店、廃品回収業者にご相談ください。

<留意点>

産業廃棄物処理業者にご相談ください。